

オンライン開催 /

1/31 西宮市役所 業務説明会

“市職員として働く魅力”伝えます

市は、来年1月31日(日)の午前9時～午後5時(予定)に、来年度以降受験を検討している人を対象とした業務説明会をオンラインで開催します。さまざまな職場で働く市職員がそれぞれの業務について説明し、質問に答えます。定員あり。参加費無料。

タイムスケジュール等詳しくは、12月17日から市のホームページ(下記参照)をご覧ください。

申込 12月17日から市のホームページ(ページ番号: 83597229)の専用フォームへ。先着順



問 人事課 (0798・35・3549)

利用者の負担を軽減

高額医療・高額介護合算制度

高額医療・高額介護合算制度は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

医療費・介護サービス費の1年間の自己負担額を世帯単位で合計し、限度額=下表参照=を超えた分を支給します。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額(年額)

◆ 被用者保険(勤め先の健康保険)または国民健康保険に加入している70歳～74歳の人	所得区分	限度額
	現役並み所得Ⅲ	212万円
現役並み所得Ⅱ	141万円	
現役並み所得Ⅰ	67万円	
◆ 後期高齢者医療制度に加入している人	一般	56万円
	低所得Ⅱ	31万円
	低所得Ⅰ	19万円

◆ 被用者保険(勤め先の健康保険)または国民健康保険に加入している70歳未満の人	所得区分(収入の目安)	限度額
	年収約1160万円～	212万円
	年収約770万円～1160万円	141万円
	年収約370万円～770万円	67万円
	～年収約370万円	60万円
住民税非課税世帯	34万円	

支給を受けるには…

計算期間〔令和元年(2019年)8月1日～令和2年(2020年)7月31日〕の最終日に加入していた医療保険、または介護保険に対して申請する必要があります。

計算期間を通じて本市の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入していた対象者には、申請書を送付します。 ※上記以外の方は、計算期間中に加入していた医療保険・介護保険へ問合せを

申請書 発送時期	▶ 国民健康保険の人⇒来年1月以降 ▶ 後期高齢者医療制度の人⇒来年3月以降
-------------	---

《注意点》

- ・医療保険の高額療養費、介護保険の高額介護(予防)サービス費および高額介護予防サービス費相当事業費として支給された分は、合算の対象になりません
- ・申請期間は、計算期間の最終日の翌日から2年間です
- ・各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションでは受付できません

問合せ	高額介護合算療養費の支給申請について
	▶ 国民健康保険の人…………… 国民健康保険課 (0798・35・3120) ▶ 後期高齢者医療制度の人… 高齢者医療保険課 (0798・35・3154)
	高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給申請、介護保険の自己負担額証明書について 介護保険課 (0798・35・3048)

市政ニュース 次号は1月1日号

配布は
12/29・30

配布についての問合せは

西宮市シルバー人材センター ☎0120・72・4833

※受付時間は午前9時～午後5時。年末は30日まで。年始は4日から

第3期分

幼児教育・保育の無償化

認可外保育施設等の 利用料請求手続きについて

以下の対象施設・サービスを利用している人は、利用料の一部が償還払いにて無償化の対象となります。償還払いとは、利用施設に利用料を一旦支払い、その後市に請求することで、無償化の上限金額の範囲内で払い戻しを受けることです。

対象施設・サービス

無償化について市からの「確認」を受けている以下の施設・サービス

- ・認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみの利用は対象外)

対象者

市から施設等利用給付認定(新2号または新3号認定)を受けた保護者

※施設等利用給付認定が未申請の人は保育入所課(0798・35・3160)に連絡を

※私立幼稚園、認定こども園(幼稚園として利用)と認可外保育施設等を併用している人には、幼稚園等を通して請求手続きの案内があります

受付期間

第3期分(10月～12月利用分)の受付期間は、来年1月4日～29日。支払いは3月末頃を予定

※過去の利用分について請求漏れがある場合は、併せて請求可能

手続きには、所定の請求書と利用施設等から受け取る各種書類などが必要です。詳しくは市のホームページで確認を

市内の無償化対象施設について → ページ番号:80548234

請求書ダウンロード、請求方法など → ページ番号:78344031

問 保育幼稚園支援課 (0798・35・3043)

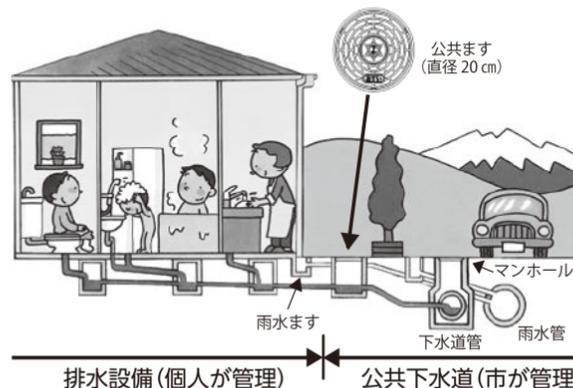
下水道の適切な維持管理を

下水道は、使用しているとごみ等が堆積し、詰まることがあります。詰まりを事前に防止するには、定期的な点検やメンテナンス(清掃など)が必要です。詰まりの原因は、木の根の侵入や油脂類の付着などさまざまです。日頃から適切な維持管理を心掛けましょう。

【下水道の管理区分】

下水道は市が維持管理する「公共下水道」と、皆さんの財産である「排水設備」に区分されます=下図参照。そのため排水設備が詰まった時の清掃など維持管理は、皆さんに行ってもらうことになります。

業者に清掃等を依頼する場合は、市の指定業者へお問い合わせください。業者一覧は市のホームページ(ページ番号:90278241)をご覧ください。



下水道の詰まりを防ぐポイント

- ◎台所では、調理などに使用した油は流さず古紙などに吸収させるか固形化させ、生ごみはよく水を切り、燃やすごみとして処分する
- ◎トイレでは、ティッシュペーパーや紙おむつなどの水に溶けないものは流さない。また、ペット用の猫砂は水に溶けないものもあるため、正しく処分する
- ◎宅内ますは、伸びた木の根が侵入したり、ごみがたまっていないか、年に1回は点検・清掃をする
- ◎飲食店などでは、グリース阻集器の油脂類を取り除く機能が低下しないよう、こまめに点検・清掃をする

問 下水管理課 (0798・32・2262)